聖籠町子ども家庭支援体系図(現在)

♪ 参考資料 A

妊娠期 産褥・新生児期 乳児期 幼児期 学童期 思春期 成年期

【子育で世代包括支援センター】 保健師

○地区担当保健師による、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援の実施

母子保健事業(妊娠届出、各健診、各学級、あそび教室など)を通じた支援 転入児訪問(〇~3歳児)の実施

- ○家庭訪問などにより、子どもから成人・高齢者までのすべての世帯状況を把握
 - ◎保健師と子どもソーシャルワーカーが密に連携(情報交換、同行訪問等)
 - ◎情報の一元化・切れ目のない支援・のりしろ型支援(重なり合う支援)を実施
 - ◎何も起こらないときから家族とつながる取り組み

【子ども家庭相談センター】子ども家庭支援全般に係る業務

学区担当制による小中学校・こども園定期訪問/面接、電話、家庭訪問などによる相談業務

転入児訪問(こども園児~中学生)の実施

保健・医療・福祉・教育のネットワーク構築、関係機関との連携強化

○要支援児童及び要保護児童等への支援業務

要保護児童対策地域協議会調整機関(代表者会議、 実務者会議、個別支援会議の実施) 調査、アセスメント、支援計画の作成等 児童相談所や校園、保健師、社協等関係機関と連携し、 早期発見・支援を行う

虐待予防の強化

【子ども家庭総合支援拠点】

子どもソーシャルワーカー

- ◎専門職の設置が必須
- ◎専門職の人件費を地方交付税で措置(当町は対象外)
- ◎子育て世代包括支援センターとの連携
- ◎妊娠期からの切れ目ない支援体制を構築 支援の一体性・連続性の確保
- ◎2022 年度までに全市町村での設置を目指す